

平成23年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成23年10月25日（火）午後1時30分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出 席 委 員

1番	大野木	奥	治	2番	椎	名	幸	雄		
3番	根	本	勇	4番	田	口	重	幸		
5番	森		正	昭	6番	掛	川	正	治	
7番	三	須	清	一	9番	斉	藤		隆	
10番	染	谷	智	一	郎	12番	阿	曾	敏	夫
13番	渡	辺	陽	一	郎	15番	増	田	忠	夫
17番	須	藤	喜	一	郎	18番	小	池	良	雄
19番	高	田	勝	禧						

4. 欠 席 委 員

8番	飯	塚		誠	11番	新	堀	政	夫
14番	渡	邊	光	雄					

5. 出席事務局職員

局 長	海	老	原	美	宣
次 長	飯	塚		豊	
次長補佐	大	野	祐	信	
農地係長	花	嶋	孝	雄	

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第 4 号 農地利用集積計画の取り消しについて

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

**議長** 10月とは申せ、何か蒸し暑いきょうの陽気でございます。そんな中、委員さん方には出席ご苦労さまです。

定刻となりましたので開会いたします。

ただいまから平成23年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

7番 三須清一委員

9番 斉藤 隆委員

よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

本日の議題は、議案が4件、報告事項が3件となっています。

最初に議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** それでは、提案させていただきました議案について説明させていただきます。

本日の議案案件は、議案第1号から第4号まででございます。

議案第1号は「農地法第5条の規定による許可申請について」2件でございます。

議案書1ページ、整理番号1番の申請地は、中峠字下中宅地裏の地先の畑、申請面積は163㎡で、親子間による使用貸借権の設定を行うものです。

整理番号2番の申請地は、布佐字三斗蒔地先の畑、申請面積は42㎡で転用を伴う所有権移転でございます。なお、申請地は旧布佐市営住宅跡地でございます。

議案第2号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。

議案書は2ページでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より平成23年10月7日付で農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。内容は、賃借権の設定が1件、面積1,090㎡でございます。

議案第3号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」でございます。

議案書は3ページになります。

申請地は岡発戸字下ヶ戸前地先の畑2筆、申請面積は594㎡でございます。こちらは、生産緑地法第10条の規定により、市へ買い取り申し出申請される必要書類として証明するものです。

議案第4号は「農用地利用集積計画の取り消しについて」でございます。

議案書は4ページになります。

申請地は新木字大坂下地先の田、申請面積は5,366㎡でございます。

なお、取り消し理由は、権利を設定する者が契約期限までに野菜及び農器具類等の片づけができなかったことにより協議が調わなかったものです。

今回の議案上程については以上でございます。

なお、議案書1ページの整理番号1番については、渡辺陽一郎委員の同居の親族が申請者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限がございます。渡辺陽一郎委員には退席をいただき、この案件について最初に審議、採決をお願いしていただきたいと思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長** 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

事務局の説明を受け、議案第1号、整理番号1番を最初に審議、採決することに異議ございませんか。

(異議なし)

ないようでございますので、議案第1号、整理番号1番を先に審議、採決いたします。  
渡辺陽一郎委員、退席願います。

(渡辺陽一郎委員 退席)

ここで、新堀部会長に審議結果を報告いただくところでございますが、体調がすぐれないため、欠席させていただきたいとの申し出がありました。

そのため、我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領の第12条第4項の規定により、須藤副部会長に議案第1号、整理番号1番に関する部会での審議結果についての報告をお願いいたします。

**須藤副部会長(第3部会)** では、議案第1号、整理番号1番、議案書は1ページ、議案資料は1ページから4ページになります。

申請地は、中峠字下中宅地裏地先の畑、申請面積は163㎡です。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人は市街化区域に土地を所有しておらず、調整区域の農地に農家分家として一般個人住宅を建築しようとするものです。

他法令では、都市計画法第29条が該当し、開発行為の申請をしています。

資金については、土地代は親子間の使用貸借です。建築費は1,600万円で、預貯金残高証明書を確認しております。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第3部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

以上でございます。よろしく審議をお願いします。

**議長** 以上、議案第1号、整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」、副部長から報告がありました。

ただいまの議案案件に対する質疑を求めます。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

副部長は自席にお戻りください。

(須藤副部長 自席に戻る)

それでは、議案第1号、整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。許可することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案のとおり許可することといたします。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第1号、整理番号1番は、千葉県農業会議へ諮問いたします。

退席となっていた渡辺陽一郎委員については、自席に戻ることをお願いいたします。

(渡辺陽一郎委員 自席に戻る)

それでは、続きまして第3部会での審議結果について、須藤副部長から報告をお願いします。

**須藤副部長(第3部会)** それでは、続けていきます。

第1号議案、第1号、整理番号2番から議案第4号までについてご報告いたします。

議案第1号、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

議案書は1ページ、議案資料は5ページから8ページになります。

申請地は布佐字三斗蒔地先の畑、申請面積は42㎡です。土地の選定理由は、近隣に親が所有している果樹園があり管理することも考えられるため、今回の申請地を選定しました。

申請地は旧布佐市営住宅跡地で、他法令の都市計画法第43条が該当し、開発行為の申請をしています。売買価格は838万5,000円で、1㎡当たり3万6,300円です。ただし、農地部分のみの価格でなく、前面の土地代を含めた金額になります。

建築費は1,480万円で、合計2,318万5,000円になり、住宅ローンの融資仮承認書を確認しております。申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第3部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をしました。

続きまして議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」ご報告いたします。  
議案書2ページ、議案資料は9ページ、10ページになります。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対し、農用地利用集積計画（案）の適否について判断を求められたもの1件でございます。

申請地は日秀字川ノ台地先の畑で、申請面積は1,090㎡です。申請の権利内容は、賃借権の設定でございます。賃借料は10a当たり5,000円です。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よって、第3部会では、全員一致をもって決定相当であるとの判断をしました。

続きまして議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」ご報告いたします。

議案書3ページ、議案資料は11ページ、12ページになります。

本案件は、主たる農業従事者が亡くなり、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するものです。

買い取り申出申請地は、岡発戸字下ヶ戸前地先の2筆の畑、申請面積は594㎡です。申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第3部会では全員一致をもって証明相当であるとの判断をしました。

続きまして議案第4号「農用地利用集積計画の取り消しについて」ご報告いたします。

議案書4ページ、議案資料は13ページになります。

本案件は、平成23年5月総会において、農用地利用集積計画の所有権の移転について、決定相当となりましたが、契約期日の7月末日までに権利を設定する者が農地の整地及び農器具類等の片づけが完了していないことから、協議が不成立となりました。

よって、第3部会では全員一致をもって決定相当であるとの判断をしました。

以上で第3部会で審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議をお願いします。

**議長** 以上、議案第1号、整理番号2番から議案第4号までについて、副部長から報告がありました。

ただいまの議案案件に対する質疑を一括して認めます。

ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾委員** 議案第4号の農用地利用集積計画の取り消しについてということで、下記のとおり農用地利用集積計画について取り消しがあったので、この会の意見を求めますという、この字句から解釈すると、取り消しの申請があったので、この会の意見を求めるというこ

とじゃないですか。取り消しがあったということは、過去形でもう終わったということでしょう。その辺どういうふうに解釈しますか。取り消しの申請があったからこそ、取り消しということになると、もう最初に遡及して一番最初からなかったものとして取り扱ったということでしょう。この会の意見は、ちょっとこの辺の字句についての解釈、事務局からお願いします。

**議長** 事務局、字句の説明をお願いします。

**事務局** 阿曾委員のおっしゃるとおりです。これは本当に失礼いたしました。

申請があって、この会の意見を求めて、そういうことがあったんだということで承認という形になっていくと思います。この「申請」が抜けていました。大変失礼いたしました。

**阿曾委員** わかりました。

**議長** いいですか。

続いて、質問ありましたら、ご意見ありましたら。

**渡辺陽一郎委員** 申しわけありませんけれども、今、議案第4号の取り消しの申請があった件なんですけれども、鈴木偕雄さんという方ですか、権利を受けるほうの。こちらができなかったということで申請の取り消しということになったと思うんですけれども、その作付ができなかったとか、最初に農業委員会で許可を決定したときに資料は見たんですけれども、なぜできなかったかというようなことに関して、柏市であるとか、今回の原発の件であるとか、その理由に関してちょっと伺いたいんですけれども。

**議長** 理由、行わなかったため、その理由です。事務局。

(発言する者あり)

**議長** 部会長返答ということですが、詳細については事務局のほうが回答しやすいと思って、今指名したところです。

(発言する者あり)

**議長** 部会長。

**須藤副部長** 理由ですけれども、権利を設定する者が当該農用地、対象農地に作付している野菜及び配備してある農器具、農業用資材等を対価の支払い期限までに撤去できなかったことにより、権利の設定を受ける者が同期限までに対価を支払わなかった。これに伴い、利用集積計画に基づく法律関係が、農用地利用集積計画各部で明細書により失効となった。以上です。

**議長** わかりましたか。

**渡辺陽一郎委員** わかりました。では、そういうことであれば、今後、この鈴木さんに関しての賃貸借に関して、ちょっと要チェックであるということを考えなければいけないというふうな形なのかどうか、ちょっと部会での意見はどうなっているか聞きたいんですけど。

**議長** 部会長、お答えできなかつたら事務局に。

**須藤部会長** ちょっと休憩していいですか。

**議長** 暫時休憩します。

(暫時休憩)

**議長** それでは、再開します。

そのほか意見ございますか。

(なし)

意見がないものと認めます。

副部会長は自席にお戻りください。

(須藤副部長 自席に戻る)

それでは、議案第1号から順次採決いたします。

議案第1号、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第1号、整理番号2番は、千葉県農業会議



に諮問いたします。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」採決します。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり決定することといたしました。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」採決します。

証明することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することに決定いたしました。

議案第4号「農用地利用集積計画の取り消しについて」採決します。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することといたしました。

以上で審議案件については終了いたしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

**事務局** 報告事項について説明させていただきます。

初めに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書5ページの4件でございます。転用目的については、駐車場が1件、一般個人住宅が2件、共同住宅1件の届け出です。以下、詳細については記載のとおりでございます。

続きまして報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書6ページ、7ページの7件でございます。転用目的については、一般個人住宅5件、資材置場1件、駐車場1件の届出になります。以下、詳細については記載のとおりでございます。

以上、報告1号及び2号の転用届出につきましては、添付書類も完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理いたしましたものです。

続きまして報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書8ページの1件になります。

こちらは、農地法施行規則68条第1項の規定による解約通知があったものです。内容については、昭和63年8月に農地法3条の賃借権を設定しましたが、双方合意のもと、平成23年10月7日に解約したものでございます。

以上で報告を終わります。

**議長** ただいま事務局より報告がありました。

ただいまの報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

そのほか事務局、何かございますか。

事務局。

**事務局** 私のほうから4件ほど、ちょっと多いんですけども、サンキ商事の申出の経過をちょっと皆様にお知らせしておこうと思います。

まず、調整委員の渡辺陽一郎委員と三須清一委員が10月4日、火曜日、1時から湖北地区公民館でサンキ商事と調整会議をもちました。

調整内容につきましては、借手のサンキ商事の申し出を確認しました。

それから、サンキ商事の経営計画書も確認し、さらに当時よりちょっと変更があるのではないかということから、2週間ほど期限をつけまして計画書を変更していただきたいという申し出も行っております。

あと、今までの地域の方とのかかわりについて確認しました。〇〇さんのハウス横の仮設トイレの件、これはサンキ商事が〇〇さんに贈呈するということがついております。

それから、根戸堀尻地先の農地造成につきまして、きょう、この会議の前に手賀沼側から、本日10月25日をもちまして取り下げ申請がありましたと、土壌の届け出の取り下げがありました。農業委員会事務局でも連絡をとりまして、取り下げの方向で現在、調整しているところでございます。

それから、3点目、女性農業委員の登用につきまして、前月総会9月25日でご承認いただきましたので、早速農業団体に依頼状を送付させていただきました。あわせて議会事務局のほうにも依頼状を持参いたしました。

それから、最後に4点目ですけども、養豚場跡地の市民農園の工事進捗状況につきましては、平成21年12月総会で許可になりました。翌年1月農業会議へ諮問、22年4月に中間報告を受けました。その後、順調に工事が進んで、来年4月の開設に向け、現在は肥料の鋤き込み、駐車場やトイレの工事準備を進めているということでございます。

私のほうからは4件でございます。以上です。

**議長** 事務局。

**事務局** 私のほうから、テーブルの上に1枚ぺらで置いてございましたけれども、日程の

変更ということで、総会等の日程が、12月につきましては議会等の兼ね合いから、部会につきましては21日の水曜日、この場所で午前10時、総会につきましては26日の月曜日、この場所で午後1時半ということで変更になりましたので、よろしくお願いいたします。

それと、来週の月曜日31日の視察なんですけれども、参加者の方は8時30分に市役所のほうに集合をお願いいたします。

もう一点、基盤強化促進大会の開催ということで、今回同封してございますが、参加いただける方は、終わりましたら事務局のほうにお願いいたします。不参加の場合は提出の必要はございません。

以上です。

**議長** 委員さん方、何かご意見ありましたら、発言ありましたら、ございませんか。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** 今、事務局のほうから説明があったサンキ商事のことは、もうちょっとあると思うんですけれども、農政課から聞いていないですか。トイレのほうに関しては〇〇さんのほうからクレームがあったんです。

それと、認定農業者の関係をもう一回、お願いします。

**議長** 事務局。

**事務局** 大変失礼いたしました。もう一つ大事なのは、変更計画書を出して、あした26日、認定農業者検討委員会みたいな形で、普及センターとか県の人が入って、あしたここで会議をやるということになっております。

それで、さらに県の方の意見をいただいて、これは認定に値するのかどうかということを進めていくということ聞いております。

以上です。

**議長** 先ほど言いました何かご意見。

(なし)

なければ、これで総会を閉会いたします。